

(案)

業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 藤枝市マイナンバーカード電子証明書更新補助等業務委託
- 2 履行の場所 藤枝市役所 市民課
- 3 契約期間 契約締結日から令和7年6月30日まで
- 4 契約金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の委託契約について、委託者と受託者は次の条項により、委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
委託者 藤枝市
藤枝市長 北村正平

受託者

(案)

(総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別添の仕様書及び藤枝市財務規則、その他関係法令に従い、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了するものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 乙は、いかなる場合でも作業に必要な従業員を確保し、委託業務に支障をきたすことのないように努めるとともに、従業員の労働管理並びに安全衛生管理、その他労働関係については一切の責任を負うものとする。
- 4 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の履行状況に対し調査、又は報告を求めることができる。

(契約の目的)

- 第2条 本契約は、乙が、甲に対して仕様書に基づき、業務を遂行することを目的とする。

(権利義務譲渡等の禁止)

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し継承させ、又は担保の目的に供することはできない。

(再委託の禁止)

- 第4条 乙は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(履行報告及び検査)

- 第5条 乙は、業務を完了したときは、甲に対し、業務完了報告書及び甲が指定する書類を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない

(契約不適合責任)

- 第6条 第5条第2項に規定する検査合格後、業務に不適合があることが判明した場合、甲は、乙に対し、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。
- 2 前項の規定は、甲の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。
- 3 第1項に規定する場合において、その不適合が甲の提供した資料等の性質又は甲の与えた指示によって生じたものであるときは、甲は、その不適合を理由として、再履行の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適合であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- 4 第1項に規定する場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、その不適合を理由として、第1項及び第2項の請求並びに本契

(案)

約の解除をすることができない。ただし、第5条第1項の規定により業務完了報告書及び甲が指定する書類を提出した時において、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第8条 この契約の履行にあたり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲、乙協議して定める。

(委託料の支払)

第9条 乙は、甲に対し、第5条（履行報告及び検査）に定める検査合格後、速やかに支払額を請求する。

2 甲は、乙からの請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に請求書記載の金額を支払うものとする。

3 甲は、請求書記載の金額の支払いに遅延したときは、遅延日数に応じて、完済すべき金額につき政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき決定する率を乗じた遅延利息を乙に支払うものとする。

(談合等の不正行為に対する措置)

第10条 乙は、本契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、違約金としてこの契約の業務委託料（業務委託契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を甲の定める期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下、「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である授業者団体（以下、「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合にお

(案)

ける当該命令をいう。次号及び次項において同じ。)において、この契約に関し、乙等が独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。次項において同じ。)の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、履行遅滞が生じた日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(秘密保持)

第11条 乙は、業務の遂行に当たって知り得た業務の内容を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、業務の遂行に当たって個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項(特定個人情報用)」を遵守しなければならない。

3 乙は、甲に対して、前2項の義務の履行を担保するため、従事者の連署による誓約書を提出しなければならない。

(確約事項)

第12条 甲に対し、乙又は乙の下請負業者(下請負が数次にわたるときはその全てを含む。以下同じ。)は、暴力団関係企業等(暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。)でないことを確約する。

(甲の契約解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき

(2) 乙が本契約に違反した場合

(3) 乙が故意又は過失により重大な損害を与えた場合

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、総定額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲は、乙又は乙の下請負者が暴力団関係企業等であることが認められた場合、何ら催

(案)

告を要さずに本契約を解除することができる。この場合、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わず、また、解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償する。

(特定の違法行為等に対する契約解除権)

第14条 甲は、乙が契約に関し、第11条各号のいずれかに該当すると認められたときは、契約を解除することができる。この場合においては、前条第2項の規定は適用しない。

(乙の契約解除権)

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定により、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止したため総定額が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の遅行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第16条 乙は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

2 前項の規定により警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに甲にその旨を文書で報告しなければならない。

3 乙は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けたことにより、業務の履行に支障がでる等の被害が生じた場合は、甲と協議を行うものとする。

(乙の責務)

第17条 委託業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」(平成28年3月11日藤枝市長決定)第2条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第3条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

(契約外の事項)

第18条 この契約書に定めのない事項又はこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて、甲、乙協議して定める。